

○平成二〇年度卒業論文要旨

〈日本史学専修〉

在地掌握体制から見た後北条氏の領国支配

久下沼譲

はじめに

今回このようなテーマで卒業論文を執筆したのは、支配者が支配者としての正当性を得るために民衆との関係を重視することが必要になった戦国時代において、支配者と民衆はどのように関わっていたのかといふことについて興味を持ったためである。

本論文では領国支配に関する文書が多く残る後北条氏の領国支配において、支配者と民衆の接点となる位置にあったと考えられる小代官・名主を取り上げ、考へることで支配者と民衆の関係性を考える上での基礎としていきたいと考えている。

第一回このようなテーマで卒業論文を執筆したのは、支配者が支配者としての正当性を得るために民衆との関係を重視することが必要になった戦国時代において、支配者と民衆はどのように関わっていたのかといふことについて興味を持ったためである。

本論文では領国支配に関する文書が多く残る後北条氏の領国支配において、支配者と民衆の接点となる位置にあったと考えられる小代官・名主を取り上げ、考へることで支配者と民衆の関係性を考える上での基礎としていきたいと考えている。

まず、第一章では小代官に関する考察を行っている。小代官については、これまでの先行研究において、後北条氏の在地支配強化のために有力な百姓を取り立てたものだという位置づけがなされている。また、

近年黒田基樹氏によって基礎的な考察がなされ、小代官の登場は永禄年間以降であるという事、小代官の見られる地域は伊豆・相模・武藏の一部であり後北条氏の初期からの領国であった地域である事、後北条氏の直轄領・給人領のどちらにも設置されている事など、その存在を考える上で重要な点が多く明らかにされている。

その中でもとりわけ重要だと思われる特徴は、小代官に関連する文書の発給者の大半が後北条氏の当主及びそれに準ずる立場のものに限られているという点である。これは給人領においても小代官に対してもは後北条氏から命令が下されていた事を示していると思われ、小代官の役割や任命を考える上でも重要な意味を持っていると考えら

れるためである。

しかしこれまでに見てきたように小代官とする文書は現在のところ確認されていない。

後北条氏は密接な関係を持つていてる事は明らかであり、任命においても後北条氏が関わっていた事は間違いないと思われる。

以上のように、後北条領国における小代官は、郷村において後北条氏から課された役の徴収や命令の実行を行うなど、後北条氏と郷村を媒介する役割を果たしており、後北条氏の領国支配の末端の存在として明確に位置づけられていたと考えられる。

第二章

次に第二章では名主に関する考察を行っている。名主に関しても、近年小代官と同

様に黒田氏により基礎的な考察がなされており、後北条氏の領国全域に見られる事、役割としては年貢や公事の徴収のほか、郷村の経営全般に関わっている事などが指摘されている。また、とりわけ名主に就任していたものには近世になって「名主（なぬし）」となる有力な百姓が多いという点から、これまでの先行研究では後北条氏の領国下における名主は、後北条氏によつて近世の村役人的な存在として再編成されたものであると考えられてきた。しかし近年、検地書出に現れる名主免については、後北条氏から与えられる給与であるという考え方がある一方で、池上裕子氏が論文「名主と定使について」において、名主免は全ての検地書出に見られるものではなく中世荘園制の下での名主免を引き続き安堵されたものであり、名主は後北条氏によって法的に位置づけられた存在ではないとする考え方を提示するなど、こうした考え方に対する疑問を呈する考え方も現れている。

そこで後北条氏や給人が、名主の編成に

関わっていたかどうかを、名主の任命方法から考察すると、先行研究において支配者側の名主編成の根拠として取り上げられる天正七年十一月二十七日付の吉良家朱印状においては、「自餘ニ名主可被仰付」とあり確かに名主は領主である吉良氏によつて任命されていると考えられるが、名主決定の過程を見ると「大井之郷鹽野令死去付而、任遺言新井申付候處、四人之百姓從前々之異趣、委細申立儀露顯候」や「惣百姓逼塞訴申付而」とあり、前名主の遺言によつて次の名主が決められ、またそれに対しても他の百姓が反発をすることで別の者が名主とされるなど常に百姓側の主導で行われていたようになる。このように考えると、名主は在地に根ざした存在であり、吉良氏による任命はきわめて形式的なものであったと考えられる。これに加え、文書から見える名主の役割が多様で規定性が弱い点などを考慮すると、支配者側が名主の編成に具体的に関与していたかどうかは疑わしいと思われる。

更に、時期による変化という点に注目すると、こうした考え方は更に裏付けられてくる。文書の内容に注目すると、天正年間の始めを境にして、公事の徴収・人改めに関する文書が、まったく確認できなくなっている。公事の徴収や人改めに関する文書においては、名主は小代官と併記される形で登場しているので、この変化は小代官とも密接に関係していると考えられるが、これららの名主の主要な役割が、時代が下るとともに確認できなくなり役割が減少したと考えられる点からも、後北条氏は名主の編成に積極的に関与していたわけではないと考えられるのである。

以上のように、名主自身が近世における「名主（なぬし）」に近づきつつあるのは確かではあるが、それ自体が小代官のように支配の末端として支配者の側から積極的な編成をうけたとは考えがたいと思われる。

第三章

第三章では、第一章・第二章における考察を踏まえて、小代官と名主の関係性や両

者の後北条氏の領国支配の変遷における位置づけについて考察を行っている。まず、小代官と名主の関係性を考えると、両者の階層の同一性が注目される。小代官も名主とともに有力百姓であると考えられるが、ここまでの考察から小代官が後北条氏の支配の末端の存在として位置づけられたと考えられる一方で、名主は在地に根ざした存在であったと考えられる事から名主の中から小代官が取り立てられたのではないかと考えられる。名主もはじめは、公事の徵収などにおいて小代官を補佐する役割を担つたと考えられるが、第二章で見たように、次第にこうした役割は小代官へと収斂されていったと考えられる。

次に後北条氏の領国支配の変遷における小代官・名主の位置づけについては、小代官を中心に小代官の設置・小代官への役割の収斂という二つの大きな動きについて考えた。まず小代官の設置については、池上氏の論文「北条氏の家臣團編成と領国支配」では、永禄年間以降在地の実質的な支配者である有力百姓層を家臣化する動きが現れるとしており、このような領国支配における在地性重視の方針転換の一部と考えができると思われる。次に小代官への役割の収斂について考えると、こうした動きのあった天正年間初期の本城領では、浅倉直美氏の論文「後北条領国の郡代制と支城領制」において郡代制の改革が存在していたとされている。改革の具体的な内容は不明であるが、郡代は公事の徵収を目的とした存在であった事が池上氏の論文「後北条の公事について」から分かっている。従つて郡代制の改革は、公事徵収体制の改革であると考えられ、小代官への役割の収斂もこうした動きの一部であったと考えられる。

以上のように、後北条領国における小代官は、在地性を重視する動きの中で、名主の中から取り立てられたものであると考えられる。そして、はじめは公事徵収などにおいて、小代官を中心として名主がそれを補佐する体制が取られたと思われるが、天正年間の初期に郡代制の改革を中心とした北条氏の在地支配は在地の有力者に大きく公事の徵収体制の改革が行われる中で、小代官へと一本化されていったのだと考えられる。

本論文では、「在地掌握体制から見た後北条氏の領国支配」をテーマとして後北条氏の領国における小代官と名主について考察を進めてきた。後北条氏の在地掌握において支配の末端として重視されたのは、小田原本城領域においては小代官であったと考えられる。これに対して名主は、近世の村役人的性格を持ちつたりながらも、在地性に根ざしていると考えられ中世莊園制下での名主の流れを引き継ぐものであると考えられ、後北条氏によって支配の末端として積極的に編成を受けたとは考えがたいと思われる。ただし、小代官と名主の階層の同一性を考慮すると、小代官には名主が任命されたと考えられ、この点で名主は後北条氏の領国支配において重要な意味を持つていたと考えられる。こうした意味で、後北条氏の在地支配は在地の有力者に大きく

依存したものであると考えられるが、一方で在地掌握のための体制を小代官へ収斂していくという点では、在地勢力の削減を図ったと考える事もでき、後北条氏がその領国支配において必ずしも一方的に在地勢力へ依存していたとは考えられないのではないかと思われる。

最後に今後の課題について述べていくと、まず今回考察した小代官が確認される地域は、小田原本城領域と後北条氏の領国のかでも限られた地域であり、設定したテーマについて後北条領国全体を考察の対象とできたとは言えない点が挙げられる。小代官の設置されていない支城領についても考察していく必要があると思われる。また、後北条氏の在地掌握体制の基礎となつたと考えられる有力百姓層についても今後より深く考えていただきたいと思っている。

【参考文献】

浅倉直美 「後北条領国の郡代制と支城領制」（『後北条領国の地域的展開』岩田書院、一九九七年）

池上裕子 「戦国大名の研究」吉川弘文館、一九八三年）

池上裕子 「後北条領の公事について」（『歴史学研究』五二三号、一九八三年）

黒田基樹 「名主と定使について」（『戦国史研究』二八号、一九九四年）
と『名主』（『戦国大名北条氏の領国支配』岩田書院、一九九五年）

〈東洋史学専修〉

百濟・高句麗滅亡後の新羅・
唐関係—羅唐戦争を中心に

植田 喜兵成智

七世紀後半の朝鮮半島は激動の時代であった。新羅・高句麗・百濟が三つ巴で抗争を繰り広げ、この紛争に唐や倭が干渉した。その抗争の結果、百濟と高句麗は滅亡し、

新羅による朝鮮半島支配が確立する。これ

によって、いわゆる「統一新羅」（韓国や北朝鮮の学界ではこの概念に懷疑的であるが、本稿では通説的な立場から用いる）という時代をむかえ、その体制は約二百年続く。

新羅は朝鮮半島支配を確立する最後の段階に唐との対決を余儀なくされた。この戦いを経て、唐の勢力を朝鮮半島より驅逐し、「統一」を成し遂げたと考えられている。この新羅と唐の戦争が「羅唐戦争」と呼ばれ、本論文の考察の対象となる。

筆者自身がこの「羅唐戦争」に关心を抱いたのは、なぜ強大な帝国である唐に朝鮮半島の片隅に基盤を持つに過ぎない新羅が勝利できたのかという素朴な疑問からである。この問い合わせし、先行研究からは満足な答えが得られなかつた。むしろ羅唐戦争は依然として実態が不明であり、この方面的研究は不十分であるという印象を受けた。さらに研究史を通して、羅唐戦争の実態解明は意義ある研究課題であることを認識するに至つた。というのも羅唐戦争は複数